

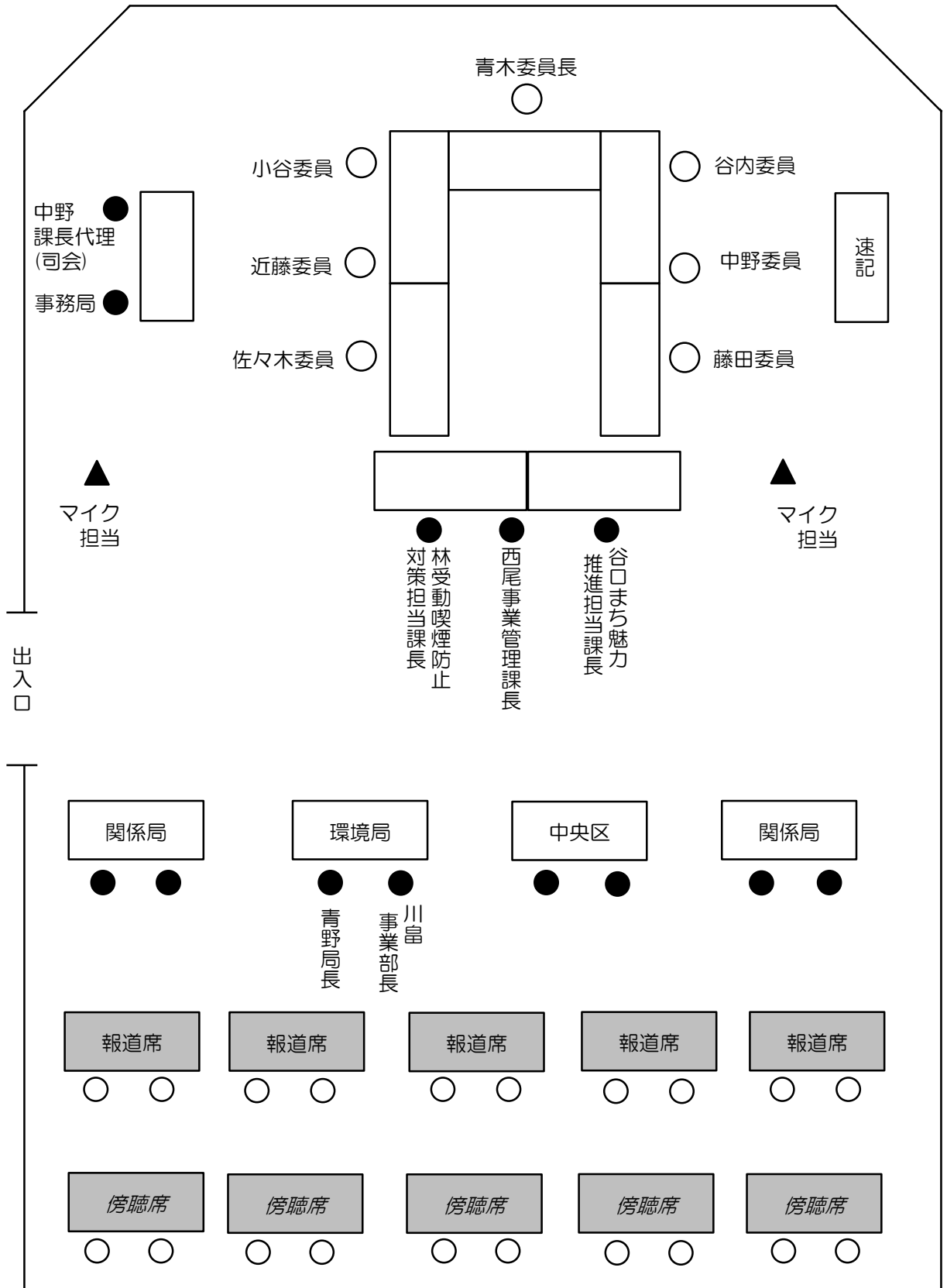
大阪市路上喫煙対策委員会 委員名簿

令和2年12月9日現在

役 職	氏 名	職 業 等
委員長	あおき よしふみ 青木 佳史	弁護士（きづがわ共同法律事務所）
委員長代理	こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部 准教授
委員	こんどう ゆきお 近藤 幸生	公募委員
委員	ささき くにこ 佐々木 邦子	大阪市地域女性団体協議会 副会長
委員	たにうち くみこ 谷内 久美子	公益財団法人公害地域再生センター 研究員
委員	なかの りょういち 中野 亮一	大阪商工会議所 理事 地域振興部長
委員	ふじた みゆき 藤田 実由貴	大阪市PTA協議会 副会長

第35回  
大阪市路上喫煙対策委員会配席図

日時：令和2年12月9日（水）午前10時から  
場所：中央区役所7階 第703・704会議室



「路上喫煙禁止地区」の新たな指定  
(「中央区長堀通り地域」、「こども本の森中之島周辺地域(御  
堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大)」)  
について (答申)  
(案)

令和2年12月

大阪市路上喫煙対策委員会

## 本委員会の結論

諮問のあった「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「中央区長堀通り地域」、「こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」については、審議の結果、適切であると考えます。

### 1 はじめに

大阪市は、路上喫煙対策の取り組みとして、平成19年4月1日に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、同年7月には御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を、平成27年2月1日には都島区京橋地域を、平成31年2月1日には中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を、令和2年2月1日には北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域を禁止地区に指定し、違反行為に対し過料徴収（過料 1,000円）を行っている。

一方、平成20年度からは、市民、事業者の自主的な活動と行政との協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を創設し、以降、市内全区の各地域で「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体（以下「活動団体」という。）が路上喫煙防止活動に取り組んでいる。

こうした中、近年、大阪には多くの観光客が訪れており、2025年日本国際博覧会の大阪・関西での開催など、今後ますます大阪への来訪者の増加が見込まれる中、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るため、路上喫煙対策は非常に重要な課題となっている。また、禁止地区の拡大を求める市民の声が数多く寄せられ、全国的にも路上喫煙対策の取組みが広がり、大阪市路上喫煙対策委員会（以下「当委員会」という。）は、令和2年9月7日に、大阪市長から「『路上喫煙禁止地区』の新たな指定「中央区長堀通り地域」、「こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」について」の諮問を受けた。

今回の諮問について、当委員会は、「中央区長堀通り地域」は、中央区役所を通じてこれまでの地元自治会や地元団体の長きにわたる啓発活動を踏まえ、街のさらなるイメー

ジアップを図るため、「こども本の森中之島周辺地域」は、文化・集客ゾーンである中之島の魅力をさらに高めるための施策であることを確認し、パブリック・コメントの結果や喫煙設備、啓発手法等について、真摯な審議を進めてきた。

こうした審議を踏まえ、当委員会は、次のとおり答申する。

また、今回の禁止地区指定は、地元の住民や企業などの取組み及び大阪市の施策から禁止地区指定に至っており、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりが行われていることの成果を示すものであり、また、外国人観光客が多く訪れる、観光スポットを含むエリアであることから、より多くの方々への喫煙マナーの啓発につながり、市民等の安心、安全及び快適な生活環境が確保されることを期待するものである。

## 2 禁止地区の指定について

平成24年12月、大阪市長から「路上喫煙禁止地区にかかる考え方について」の諮問を受け、平成25年6月に当委員会は、「新たな禁止地区の指定にあたっては、路上喫煙による迷惑や被害の未然防止といった観点から、駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」、また、禁止地区の区域（範囲）については、「禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたい。」との答申を行った。

今回の禁止地区である「中央区長堀通り地域」は、これまでから、地元自治会や「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活動団体でもある地元団体が、35年にわたり定期的に清掃活動や路上喫煙の啓発活動を行ってきた地域であり、地元による啓発活動が精力的に実施されている地域であることから、禁止地区に指定することで、路上喫煙対策の実効性を高めることにつながると考える。

「こども本の森中之島周辺地域」は、令和2年7月5日に、本や芸術文化を通じて子どもたちが豊かな創造力を育む文化施設として、「こども本の森 中之島」が開館され、中之島エリア全体の回遊性向上を目的とした歩行者空間化の整備が行われるなど、今後、多くの市民や観光客が訪れる、非常ににぎわいが期待される地域であり、中之

島の魅力がさらに高まるものとする。

また、両地域ともに複数の交通機関が乗り入れる観光拠点となるエリアであり、両地域の乗降客数は1日57万人を超え、市内でも非常ににぎわいのある地域である。

2025年日本国際博覧会の大阪・関西での開催に向け、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るためにも、「中央区長堀通り地域」、「こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」を禁止地区に指定することで、安全・安心できれいなまちづくりの取り組み促進につながり、市民だけでなく、国内外からの来阪者にも大阪のまちに好印象をもってもらえるものと期待している。

今回の「中央区長堀通り地域」の禁止地区指定は、地域団体が中心となって議論を進め、区政会議に諮られるなど、区の総意に基づいて行われたものであり、「こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」の禁止地区指定については、大阪市会における質疑を契機に検討を進めたものである。

両地域とも前記の当委員会答申にも合致していることから、禁止地区に指定することについて、当委員会としても適切であると判断する。

### 3 禁止地区の区域（範囲）について

「中央区長堀通り地域」の禁止地区の区域（範囲）は、長堀通りの西は阪神高速道路高架下付近の交差点（東側）から東は堺筋の交差点（西側）までの約800メートルの一本の道路、また、「こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」の禁止地区の区域（拡大範囲）は、東は堺筋（難波橋）からこども本の森中之島前の歩行者空間化された区域、西は御堂筋までの大阪市役所南側、土佐堀川沿いを含めた区域としており、いずれも境界は明瞭となっている。

### 4 啓発について

禁止地区を示す標識や看板等については、両地域とも地域や本市施設、民間施設、鉄道事業者等への協力を得ながら、多言語表記による独立柱看板、貼付型看板、路面シール

等を活用し、適切かつ効果的な啓発を実施することとしており、市民や外国人観光客等による「禁止地区の区域」の識別は容易であり、適切かつ妥当であると考えます。

禁止地区の周知は重要であることから、様々な手法による啓発や周知を検討し、より多くの標識や看板等の設置及び啓発の実施に取り組むことを求める。

また、マナー・モラルの向上を図るため、路上喫煙の防止に関する条例の主旨をより多くの市民等に、周知することが必要であり、今回公募委員から提言のあった、たばこの販売段階における啓発の実施といった手法についても、積極的に検討を進められたい。

## 5 喫煙所（喫煙設備）について

喫煙所（喫煙設備）については、両地域ともに、既存の喫煙所を活用し新設は行わない、との説明が事務局からあった。「中央区長堀通り地域」は、禁止地区内にある既存の三休橋喫煙所を、「こども本の森中之島周辺地域」は、既存の堂島公園喫煙所をそれぞれ活用するということであるが、今回実施したパブリック・コメントにおいて、喫煙所（喫煙設備）の新設や増設を求める意見が多く寄せられた一方で、既存の喫煙所の改善や撤去を求める意見も多く寄せられている。

喫煙所（喫煙設備）については、当委員会において、これまでも数度にわたり議論を行ってきたところであり、慎重な検討・対応が求められている。加えて、平成25年6月の答申では、留意点として「新たな禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、『マナーを守った喫煙』のための場所の確保（提供）も必要と考える。そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ『喫煙所（喫煙設備）』を設けられたい。」と提言しており、喫煙者・非喫煙者双方の立場に立った喫煙所（喫煙設備）の整備が求められている。

また、改正健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例により、屋外でも喫煙の際には周囲の状況に配慮をしなければならないとされているところである。

よって、当委員会は、大阪市に対し、今後とも関係先や地元団体と十分協議したう

えで、禁止地区内若しくは禁止地区にできる限り近い場所に、「喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ『喫煙所（喫煙設備）』」を設けることに引き続き努力されることを求めるとともに、整備する喫煙所（喫煙設備）については、厚生労働省の「屋外分煙施設の技術的留意事項」に準拠した、周辺を通行する人にも十分に配慮がなされたものであることを強く求める。

## 6 その他

「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」は、「火のついたたばこで生じる火傷や火災の防止」、「副流煙による健康被害の防止」、さらには「吸い殻のポイ捨ての防止」という3つの観点から設けられた条例である。

また一方で、条例施行から10年が経過し、改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例の施行など、受動喫煙に対する意識や社会情勢は大きく変化してきている。

当委員会としては、今後、大阪市においても路上喫煙対策と受動喫煙対策の関係局が連携を密にし、より一層の喫煙対策に努められるとともに、時宜にかなったものとなるよう、不断の検証や見直しが進められるよう求めるものである。

### 大阪市路上喫煙対策委員会 開催状況

令和2年	9月	7日（月）	第33回	委員会（諮問）
	11月	11日（水）	第34回	委員会
	12月	9日（水）	第35回	委員会



## 政令指定都市における路上喫煙に関する条例について

### (1) 条例において「罰則（過料）」を設けている都市 18 都市/20 都市

路上喫煙に関する過料徴収件数 ※各都市ホームページ公表調べ

#### ■ 過料金額：1,000 円（10 都市）

	大阪市	札幌市	新潟市	京都市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	熊本市	北九州市
R 元年度(件)	3,999	127	35	825	非公表	900	非公表	60	非公表	282
H30 年度(件)	4,290	152	45	886		1,167		83		524
条例上の過料の規定	1,000 円	3 万円以下	1,000 円	2,000 円以下	1,000 円	2,000 円以下	2 万円以下	2 万円以下	1 万円以下	1 万円以下

#### ■ 過料金額：2,000 円（7 都市）

	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	静岡市	名古屋市
R 元年度(件)	非公表	561	1,146	非公表	非公表	非公表	非公表
H30 年度(件)		875	1,753				
条例上の過料の規定	3 万円以下	2 万円以下	2,000 円以下	2 万円以下	2,000 円	5 万円以下	2 万円以下

#### ■ 過料金額の設定なし（1 都市）

	福岡市
R 元年度(件)	非公表
H30 年度(件)	
条例上の過料の規定	2 万円以下

※過料を設けていない都市（2 都市）：仙台市、浜松市

### (2) 条例において「加熱式たばこ」を規制対象としている都市 4 都市/20 都市

A 市、B 市	罰則（過料）の対象としているが、啓発のみ実施※
C 市	罰則（過料）を設けていないため、啓発のみ実施
D 市	罰則（過料）を適用するための区域指定ができていない

※加熱式たばこは性質上直接火が付いていないから、当面処分対象としないといった理由

## パブリック・コメントにおける意見集約

### ■ 意見提出総数 44 通（延べ 97 件のご意見）

#### <賛成意見：14 件>

- ・ 大阪市内全域を路上喫煙禁止地区に指定してほしい。（5 件）
- ・ 少なくともコロナの流行期間においては、市内全域を路上喫煙禁止にしてほしい。
- ・ 路上喫煙は有害、危険なものであり許容できない行為であるという意識が社会全体に浸透することを望む。
- ・ 引き続き、禁止地区の拡大を進めてほしい。（2 件）
- ・ 喫煙所の設置は廃止してほしい。
- ・ 路上喫煙禁止地区の指定だけではなく、喫煙者に対して、路上喫煙を原則止めるような呼びかけをしてほしい。
- ・ 公共の喫煙所の整備が必要。
- ・ 公園も禁止地区にしてほしい。
- ・ 路上喫煙禁止区域ということが分かりにくいし、ちゃんと喫煙者に周知できているのか疑問。

#### <反対意見：9 件>

- ・ 新たに禁止地区を増やすより、まずは喫煙所を増やす必要があるではないか。（3 件）
- ・ 喫煙者も喫煙する権利があるので、新たな指定を行うだけの施策には反対。
- ・ 既に指定されている「北区 JR 大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域」において喫煙設備が整備されていないのに、新たに指定することは遺憾。（3 件）
- ・ 東京にも喫煙できないエリアはたくさんありますが、喫煙所がたくさん整備されています。だからポイ捨てや路上喫煙が少なく、自然とマナーが守られています。喫煙できないエリアを指定して喫煙所がなければ、どこでたばこを吸えばいいのでしょうか。
- ・ 今回路上喫煙禁止区域を定めるとしても、喫煙所は少なすぎます。喫煙禁止区域の実効性に疑問を感じます。

#### <参考> 今回の 2 地区の喫煙所にかかる具体的意見

- ・ 「こども本の森中之島周辺地域」から堂島公園の喫煙所までは遠すぎる。かなり距離がある。（2 件）